特記仕様書

(現場責任者)

- 第1条 受注者は、公共施設維持管理業務(除草・剪定等)委託(請負型)契約書第6条第1項に基づき、「現場責任者届」を契約締結日の翌日から起算して10日以内(徳島県の休日に定める条例(平成元年徳島県条例第3号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)(10日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで)に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。
- 2. 受注者は、前項の「現場責任者届」に次のものを添付しなければならない。
 - (1) 現場責任者と受注者との直接的な雇用関係が確認できるもの(健康保険証の写し等) <直接的な雇用関係>
 - 現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含まない。
 - (2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条第2号イ、ハ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

(現場責任者に対する措置請求)

- **第2条** 発注者は、現場責任者又は受注者の使用人若しくは再委託等の禁止の規定により受注者から業務を請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から3日以内に発注者に通知しなければならない
 - 3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発 注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求 することができる。
 - 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について 決定し、その結果を請求を受けた日から3日以内に受注者に通知しなければならな い。

(土木工事共通仕様書の適用)

- 第3条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあっては「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室)、電気通信設備工事にあっては「電気通信設備工事共通仕様書」(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室)に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、 便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限り でない。

(土木工事共通仕様書に対する補足事項)

第4条 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

(共通仕様書の読み替え)【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

(事故報告書)【変更】

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、 監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場 合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステム に、事故に関する情報を登録する。

(仮設トイレの洋式化)

- **第5条** 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(洋式トイレ)」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- 2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。
 - ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。

(建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【受注者希望型】)

- **第6条** 受注者は、本工事において遠隔臨場の実施を希望する場合は、監督員と協議のうえ、「建設現場の遠隔臨場の試行工事(受注者希望型)」とすることができる。
- 2 試行工事とする場合は、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」 を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/

(情報共有システム活用工事【受注者希望型】)

- **第7条** 受注者は、土木工事等において情報共有システム(以下「システム」という。) の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。
- 2 対象工事は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC HP

https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/

(交通誘導警備員の確保に関する間接費の実績変更の対象工事)

第8条 本工事は、交通誘導警備員(以下「警備員」という。)の確保に関する間接費の実績変更の対象工事であり、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)については、契約締結後、警備員確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準又は港湾積算基準(以下「積算基準」という。)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて変更契約を行うことができるものとする。

営繕費:警備員送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額においては、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費の割合は、次のとおりである。
 - 1) 共通仮設費(率分) に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合:11.25%

- 2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金 以外の食事、通勤等に要する費用)の割合:1.27%
- 3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」及び実績報告書に記載した内容の内訳書を提出し、設計変更の内容について協議を行うこと。

なお、監督員から請求があった場合は、実績が確認できる資料(領収書の写し等) を提示すること。

- 4 受注者の責めによる工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 5 発注者は、最終精算変更時点に実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更する場合、受注者から提出された「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」で確認した費用から、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を、共通仮設費(営繕費)に加算して算出する。

なお、加算額については、間接費の率計算の対象外とする。

- 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及 び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。
- 7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、 監督員と協議するものとする。

(再委託等の禁止)

第9条 本業務の主たる内容である作業は、第三者に請け負わせてはならない。

(本業務の特記仕様事項)

- 第10条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。
 - 1) 業務委託料は、履行完了時に修繕実績において精算を行うものとする。
 - 2) 発注者からの修繕指示は、基本的には個別の箇所ごとに、その都度行うことを予定している。受注者は、指示を受けてから可能な限り速やかに各箇所の修繕を行うものとする。
 - 3) 本業務は、契約履行期間を通じて指示箇所の修繕を行うものであるため、業務完 了は契約履行期間末とする。
 - ※修繕を必要とする箇所が新たに発生する可能性があるため、当面の指示箇所の 修繕が早期に終わった場合であっても、業務は契約履行期間末まで継続するも のとする。